

おひらきつうしん

令和5年12月15日
御開自治区会
区会長 仲賢六郎

御開自治区会のHPは上の二次元バーコードで閲覧できます。↑

新型コロナの感染者数は緩やかに増加、インフルエンザ感染者数は急増の傾向にあり、同時流行の懸念は拭えません。年末年始の忙しさに追われて忘がちな感染対策を怠らないようお気をつけください。また、新型コロナ及びインフルエンザのワクチン接種をご検討の上対応いただき、ご健康に輝かしい新年をお迎えください。

I. 地域からの要望・回答

	地域からの要望	関係機関との折衝状況・回答
1	御開5丁目1番地内のカーブミラー調整について	まちづくり整備課が現地確認後、近隣の方お立会いで対応済を確認しました。
2	本城公園199号線沿い側道植え込み樹木の高さについて	まちづくり整備課が現地確認後、対応（剪定）済を確認しました。
3	相坂町会内の不法投棄ゴミの対応と処理について	皇后崎環境センターが対応（処理）済を確認しました。注1)
4	本城学研台3町会域内の生活街路灯の玉切れについて	まちづくり整備課が現地確認後、対応（復旧）済を確認しました。

※ 地域のお悩み、困りごとがありましたら、町会長までご連絡ください。

注1) 投棄ゴミに【不法投棄は犯罪です】の張り紙をして一週間程注意警告の後、皇后崎環境センターが回収しました。不法投棄を見掛けたら警察等への通報をお願いします。

II. 行事予定

① 理事会（毎月第4日曜日 19:00～御開公民館にて開催）

全町会長および自治区会役員により、理事会を開催しています。

次回：令和5年12月24日(日)19:00～

※11月26日は、おひらきフェスタの内容、協力のお願い、夜間パトロール等について協議しました。

III. お知らせ

① 本城交番だより（11月号より）

令和5年10月中（10/1～20現在）の事故等発生状況は以下の通りです。

交通事故件数：物件事故 23件 人身事故8件 交通事故多発!!

～子供の交通事故防止！～ 通学路 速度を落とす 思いやり

犯罪発生件数：その他盗難1件

本城交番管内では、盗難自転車を乗り回した少年3人検挙（職務質問で発覚）や、配偶者に対する暴力事件等が発生しています。

交番では自転車盗対策として、自転車に乗っている方に職務質問を行っていますので、ご協力をお願いします。
また、駐輪場等において不審な人物を見かけた際は、110番通報をお願いします。



子ども食堂「まんぷく御殿」：次回：12月23日（土）は休みです。（1月は、御開公民館（隔月））
毎月第四土曜日 12:00～14:00（お問い合わせ・ご予約：放課後デイサービスわらいろ 窓（777-7721）

② 八幡西区災害発生状況（令和5年10月31日現在）

火災27件（△7件）、救急11,753件（+976件）（ ）内前年同月比
火災による死者0人（△1人）、火災による負傷者2人（△2人）
※10月中の火災状況：2件発生 内建物火災1件 その他火災1件

2023年度 全国統一防火標語 “火を消して 不安を消して つなぐ未来”

IV. 理事会確認事項

1) おひらきフェスタについて

おひらきフェスタ（令和6年2月25日(日)に本城公園中央広場）開催に向けて検討を進めています。フェスタ開催には多くの運営スタッフを必要としますので、各町会から3名以上の協力者を募るべくお願いをさせていただきました。

計画段階から参加できる方、当日のみ、等参加方法は問いませんので、多くのボランティアの応募をお待ちしています。中高大生の参加も大歓迎です。

ステージ、縁日コーナー、健康コーナー等のアイデアも募集しています。各町会長にお申し出いただけますか、下記メールアドレス（二次元バーコードからHPに入れます）で受付していますので、どしどしお寄せください。

*ボランティア、アイデアの応募は町会長または、メールへ kt9.ohiraki@gmail.com



2) 年末防犯夜間パトロール

御開地域の安全安心を願って、恒例の夜間パトロールを下記要領にて実施します。

日 時：令和5年12月29日(金) 19:00～1時間程度

内 容：2～4コースに分かれてパトロール実施（公民館発～公民館戻り）

集合場所：御開公民館

※雨天（小雨でも）中止。

3) 各種募金活動について

日赤募金、赤い羽根共同募金へのご協力ありがとうございました。

日赤募金地域活動助成金（募金額の9%）は自治区会会計に納入いたします。（理事会承認）

歳末たすけあい募金へのご協力をお願いいたします。

配偶者から暴力を受け、我慢していませんか？

DVを受けているのに、

- 「いつか変わってくれるのではないか。」
- 「逃げたら殺されるかもしれない。」
- 「何をやっても加害者から離れない。」

と思って相談しないでいると、暴力がエスカレートし、殺人など凶悪な犯罪に発展するおそれがあります。
一人で悩まずに、早めに相談機関や警察に相談しましょう。



自分だけで考えるよりも何かもっと良い解決方法が見つかるはずです。

暴力を振るうことは絶対に許されません。

それは、配偶者間であっても同じことです。

暴力は犯罪であり我慢する必要はありません。

暴力を目撃しながら育った子どもにも重大な影響を与えます。

警察では、あなたの意思を尊重した上で、検挙や警告、安全確保など必要な措置を行っています。

一人で悩まず、警察などの相談機関へ相談してください。

本城交番だより 令和5年11月号より抜粋

児童虐待を防止しましょう

毎年、児童虐待は高水準で推移しており、虐待により児童が命を落とすケースも後を絶ちません。
『虐待かも』と思ったら、迷うことなく警察または児童相談所へ連絡をお願いします。

児童虐待とは…？

「児童虐待」とは、保護者が監護する児童（18歳未満）に對し、身體的虐待、性的虐待、怠慢又は拒否（ネグレクト）、心理的虐待を加えることをいいます。

「虐待かも」とと思ったら迷わず通告してください。
通告した方のプライバシーは法律で守られます。
※ 通告は、最寄りの児童相談所へ！

24時間対応（匿名OK）
お近くの児童相談所に電話が繋がります。



DVを受けた場合は早めの相談を！